

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和６年５月１日

東広島市長 高 垣 廣 徳

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(１) 名称

万惣高屋店

(２) 所在地

東広島市高屋町大字桧山２２９番の１外

２ 変更に係る事項

(１) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,566㎡

(変更後) 1,905㎡

(２) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

No.	位 置	面 積	備 考
1	建物北西側 (別添図面3上No.3A)	90㎡	
2	建物東側 (別添図面3上No.3B)	90㎡	
	合 計	180㎡	

(変更後)

No.	位 置	面 積	備 考
1	建物西側 (別添図面4上No.3A)	24㎡	位置変更
2	建物東側 (別添図面4上No.3B)	90㎡	
	合 計	114㎡	

②廃棄物等の保管施設の位置

(変更前)

No.	位 置	容 量	備 考
1	建物北西側 (別添図面3上No.4A)	12.0㎡	
2	建物北西側 (別添図面3上No.4B)	12.0㎡	
3	建物北西側 (別添図面3上No.4C)	16.0㎡	
4	建物東側 (別添図面3上No.4D)	7.0㎡	
	合 計	47.0㎡	

(変更後)

No.	位 置	容 量	備 考
1	建物屋内東側 (別添図面4上No.4A)	7.5㎡	位置変更
2	建物屋内東側 (別添図面4上No.4B)	4.0㎡	位置変更
3	建物屋内東側 (別添図面4上No.4C)	3.5㎡	位置変更
	合 計	15.0㎡	

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前)

No.	出入口の数	位 置
1	3箇所	建物西側駐車場
合 計	3箇所	

(変更後)

No.	出入口の数	位 置
1	2箇所	建物西側駐車場
合 計	2箇所	

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

No.	位 置	荷さばき可能時間帯
1	建物西側	午前4時00分から午後8時00分まで
2	建物東側	午前6時00分から午後8時00分まで

(変更後)

No.	位 置	荷さばき可能時間帯
1	建物西側	午前3時00分から午前8時30分まで
2	建物東側	午前6時00分から午後8時00分まで

3 変更年月日及び変更の理由

変更年月日	変更の理由
令和6年11月29日	店舗の改装を行うため。

4 届出年月日

令和6年3月28日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年5月1日（水）から令和6年9月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課
東広島市西条栄町8番29号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年9月2日（月）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課